

第3章 指定の内容

1. 指定に至る経緯

八上城跡は、波多野秀治と明智光秀の戦いぶりが歴史小説の題材として取り上げられ、よく知られた城であった。八上城城主波多野秀治一族の興亡史をまとめた『靱井家日記』には、八上城攻略がうまく進まないことで光秀が信長の不興を買いそうになったため、自分の母親を人質として差し出し講和を図ろうとしたことが記されている。

城内の人々を救おうと講和話にのって城外へ出た秀治兄弟は捕らえられ、信長のもとに突き出された。これらの八上城にまつわる伝承は、ふるさとの山城が英雄伝説と一体となり、人々の誇りとなっており、地域住民にとって、八上城跡はアイデンティティの象徴であり、非常に身近な存在として今に語り継がれてきている。

八上城の歴史文化遺産としての価値はかけがえのないものであり、天下普請で築かれた篠山城が近世を代表する城郭とすれば、八上城はその前代の中世を代表する城郭である。篠山城を築いた篠山藩初代藩主松平康重は、築城前年の慶長 13 年(1608)に八上城へ転封し、そこに居ながらにして篠山城を築いている。両者は深い繋がりを持っている。

八上城跡は昭和 43 年(1968)に町史跡に指定され、中央主郭から西へ延びる尾根先端に築かれた奥谷城(蕪丸)跡は平成 6 年(1994)に追加指定された。ただしその範囲は城跡全体のごく一部に限られ、保護保全が万全とは言えない状況であった。そのため、将来にわたって八上城跡を守り地域づくりに活用するためには、国の史跡指定を受けることが有為であると考えられ、城跡の実態を解明する調査を行うこととなった。

平成 13 年(2001)から平成 14 年(2002)に八上城跡及び法光寺城跡の学術調査を実施し、平成 15 年(2003)から、国の史跡指定を受けるべく指定申請の準備に入った。八上城跡は高城山と法光寺山からなるが、高城山の大半は国有林であり、法光寺山は兵庫県の所有となっている。土地所有者である林野庁所管部局や兵庫県所管部局と指定同意についての協議調整を行い、また八上城跡が所在する八上校区自治会長会や自治会単位での住民に対する事前説明会を開催し、史跡指定申請の啓発活動を行った。その結果、国有林、県有地、奥谷城跡の民有地については指定同意が得られ、自治会住民の指定申請に対する大方の理解も得られる運びとなった。

平成 16 年(2004)8月4日付けで、八上城跡約 177.7ha の史跡指定申請を行い、11月19日に国の文化審議会から指定の答申が出され、平成 17 年(2005)3月2日に官報告示によって国指定史跡となった。

2. 指定の内容

平成 17 年(2005)11 月 19 日の答申に係る文化庁発表資料は次のとおりである。

八上城跡〔兵庫県丹波篠山市〕

八上城跡は、兵庫県の中央東端部、篠山盆地と山陰道を見下ろす丘陵に立地する、奥丹波地方を代表する有力国人波多野氏が室町時代から戦国時代にかけて本拠地とした山城である。標高約 460m の高城山と標高約 340m の法光寺山を中心に築城され、東西約 3 km、南北約 1.4 km の広大な城域を有する。波多野氏は石見国出身の土豪で、応仁の乱の戦功によって多紀郡小守護代となり、15 世紀後半に八上の蕪谷に奥谷城を築いた。16 世紀には高城山に八上城を築き、奥谷城を登城道を守る出城に改修した。波多野氏は、管領細川氏の有力内衆として活躍し、16 世紀中頃には三好長慶や松永久秀と対立して一時八上城を奪われたが、永禄 9 年(1566)に奪回した。これらの抗争に備えて法光寺山に出城を構えたと推定される。波多野氏は、織田信長が上洛すると服従の姿勢を示したが、のちに毛利方につき、天正 4 年(1576)に明智光秀を敗走させた。八上城は、同 7 年に光秀の兵糧攻めで落城して波多野氏は滅亡し、慶長 14 年(1609)の篠山城築城によって廃城となった。奥丹波地方の支配拠点の中世山城跡であり、明智光秀による丹波攻略の主戦場としても著名で、我が国の歴史を考える上で重要である。

平成 17 年(2005)3 月 2 日の官報告示に係る指定の内容は下記のとおりである。

- | | |
|-------------|---|
| 1 (1) 名称 | 八上城跡 |
| (2) 所在地及び地域 | 官報告示写しのとおり |
| 2 (1) 指定理由 | |
| ア 基準 | 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準
(昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号) 史跡の部二による。 |
| イ 説明 | 室町時代から戦国時代にかけて多紀郡を中心として活躍した波多野氏の本拠地の山城跡として重要である。山陰道を抑える要衝の地で、明智光秀による丹波攻略の主戦場としても著名。 |
| (2) 官報告示 | 平成 17 年 3 月 2 日付け
文部科学省告示第 22 号 |

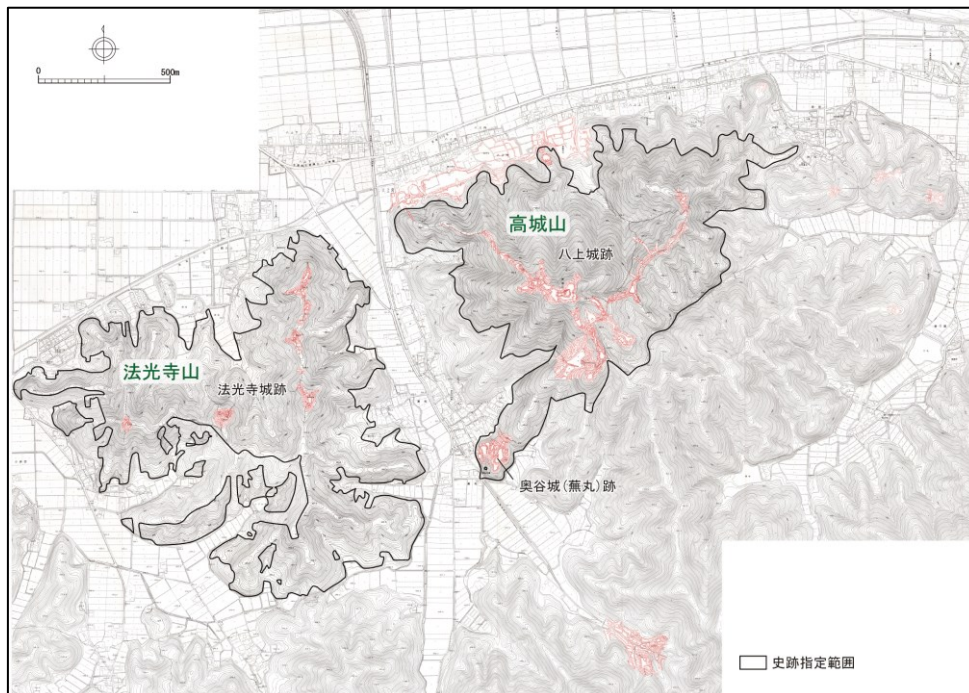


図 3-1 位置図

3. 土地所有関係

指定地の土地所有は下表のとおりである。八上城跡は谷を隔てて二つの山塊からなり、それぞれにおいてその大半を林野庁と兵庫県が所有している。八上城跡の本城が展開する高城山の指定面積は約 84.3 万㎡であり、そのうちの率にして 88%を国有地(国有林)が占める。その他は里道を除き民有地である。支城が展開する法光寺山は指定面積が 93.2 万㎡であり、そのうちの 98%を県有地が占めている。残りは市有地及び民有地である。広大な面積を有する史跡ではあるが、所有者の数は限られている。

史跡の所有区分別面積

単位：㎡

所有区分	高城山	法光寺山	合計	比率	備考
林野庁	747,418.73		747,418.73	42.1%	国有林
兵庫県		913,557.65	913,557.65	51.4%	
丹波篠山市	109.12	5,273.77	5,382.89	0.3%	公衆用道路 里道
個人	96,289.00	13,824.00	110,113.00	6.2%	
合計	843,816.85	932,655.42	1,776,472.27	100.0%	

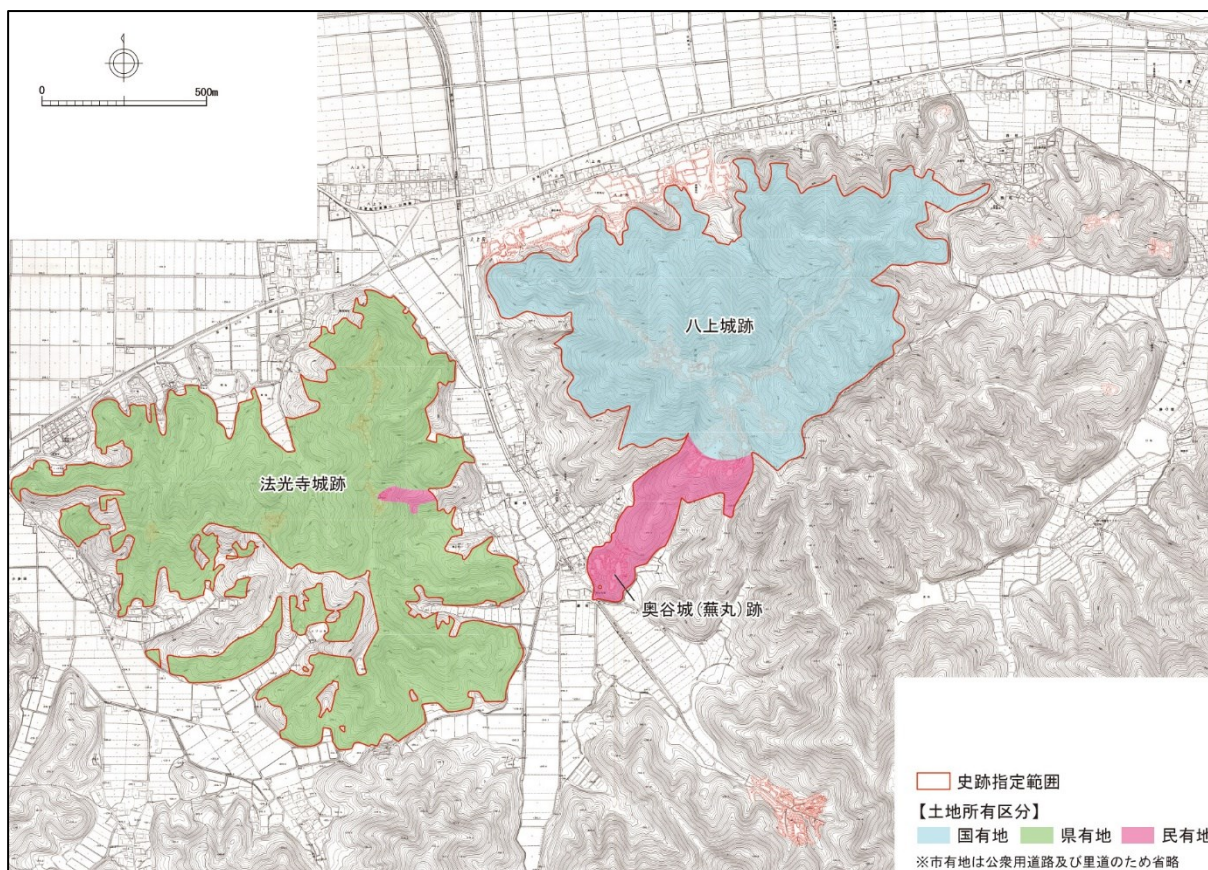


図 3-2 土地所有区分

4. 土地利用状況

指定地は、山麓の平野部を含まない。高城山は所有区分のとおり国有林が大半を占めている。若干の里道を除いて、残る民有地は全て山林である。法光寺山も山林が大半を占めるが、終戦直後に、自作農を育成することを目的に北辺部が開墾されたため、地目として原野・田・畑・公衆用道路等が残されている。地目では、国有林を除き県有地並びに個人所有地で全体の約 91%の地目が「山林」となっている。

土地利用としては、高城山の南側斜面はスギ、ヒノキの植林地が広がり、森林管理局によって尾根や谷を境に林班が設定され造林活動が計画的に営まれている。北側斜面は山麓部に植林地があるものの全体的にはアカマツを主体とした樹林が広がり、自然を観察し自然に親しむための教育林という位置づけがなされ、登山を楽しむ人たちに供用されている。法光寺山は部分的にスギ、ヒノキの植林地が見受けられるが、大半を雑木林が占めている。過去薪炭林や農用林として利用されていたが、相当以前から放置された状況にある。

史跡の地目別面積

単位：m²

地目	高城山	法光寺山	合計	比率	備考
山林	96,289.00	838,448.00	934,737.00	52.6%	
原野		65,968.00	65,968.00	3.7%	
雑種地		290.00	290.00	0.0%	
田		18,481.82	18,481.00	1.0%	
畑		3,804.00	3,804.00	0.2%	
ため池		322.00	322.00	0.0%	
宅地		67.83	67.83	0.0%	
公衆用道路		3,367.00	3,367.00	0.2%	
国有林	747,418.73		747,418.73	42.1%	
里道・水路	109.12	1,906.00	2,015.89	0.1%	
合計	843,816.85	932,655.42	1,776,472.27	100.0%	